

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税相当額 円
附帯工事費		
補償工事費	円	工事価格 円 消費税相当額 円
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		

工事設計書

設計書総括情報	
事務所名	阿久根市
設計書名	実施設計書
事業名	
積算総括情報	
諸経費体系	A 公共
適用単価区分	1 実施単価
単価適用地区	31 北薩③
単価適用日	0 令和 8年 5月 1日
積算条件／諸経費情報	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 【当世代】 【前世代】 </div>
前払率 (%) 工種 施工地域 現場環境改善費 消費税税率 契約保証	40 % 04 道路改良 06 一般影響有り(2)その他 02 計上有り(市街地以外) 04 消費税税率：10% 01 金銭的保証を要す

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費					X1000
道路改良 レベル1					Y2E000000
		式			
道路土工 レベル2					Y2E010000
		式			
掘削工 レベル3					Y2E010100
		式			
掘削 (軟岩)					Y2E010106
		式			
土砂掘削 (上記以外(小規模))					SQZ001 0
標準	30	m 3			施工内訳0-0001号表
路体盛土工 レベル3					Y2E010600
		式			
路体 (流用土)					Y2E010601
		式			
埋戻し 上記以外(小規模) 土砂					SQZ016 0
	20	m3			施工内訳0-0002号表

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
残土処理工 レベル3									Y2E010L00	
				式						
残土処理									Y2E010L01	
				式						
土砂運搬(小規模) 運搬距離3.5km超4.0km以下, DID無し 積込:バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)	10		m	3					SQZ002 0	
										施工内訳0-0003号表
処分費(直工内)									#0042	
建設発生土受入料	10		m	3					F0001 0	
法面工 レベル2									Y2E0B0000	
				式						
植生工 レベル3									Y2E0B0100	
				式						
植生マット									Y2E0B010L	
				式						
植生マット工 250㎡未満	70		m	2					S8550 0	
										施工内訳0-0004号表

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
法面吹付工 レベル3									Y2E0B0600	
				式						
モルタル吹付									Y2E0B0601	
				式						
モルタル吹付工 吹付厚 8 c m 5 0 0 m ² 以上 1 0 0 0 m ² 未満									S8425	0
	509		m ²							施工内訳0-0005号表
コンクリート工 レベル2									Y2E0S0000	
				式						
張りコンクリート工 レベル3									Y2E0S0100	
				式						
張りコンクリート工									Y2E0S0101	
				式						
張りコンクリート工 (防草コンクリート) バックホウ (1.0<H≤2.5かつW≤2.0)									S1421	0
	1			式						施工内訳0-0006号表
排水構造物工 レベル2									Y2E100000	
				式						
側溝工 レベル3									Y2E100600	
				式						

本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
プレキャストU型側溝					Y2E100601
		式			
プレキャストU型側溝 設置工 縦断用 T-25 300×300 (2m)					S7011 0
	49	m			施工内訳0-0012号表
直接工事費					
現場環境改善費					Z0010
		式			
共通仮設費 (率分)					
		式			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費					
		式			
現場管理費計					

本工事費内訳表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
工事原価						
一般管理費						
契約保証費			式			
一般管理費等計			式			
工事価格						
消費税相当額						
請負工事費						
工事価格計						
消費税相当額計						
			式			

土砂掘削（上記以外(小規模)）

SQZ001

施工内訳表

施工内訳0-0001号表

頁 0 - 0009

機械構成比： 労務構成比： 材料構成比： 標準
市場単価構成比： 標準単価： 1 m3 当り

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型) [標準型] 排ガス2次 山積0.28m3			バックホウ 山積0.28m3 クローラ型 [標準型・排ガス2次]		MB402P
運転手(特殊)			運転手(特殊)		R1400
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

土砂掘削（上記以外(小規模)

SQZ001

施工内訳表

施工内訳0-0001号表

頁 0 - 0010

機械構成比： 労務構成比：

材料構成比：

標準
市場単価構成比：

1
標準単価：

m3 当り

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
A=1 土砂 E=7 標準			B=5 上記以外(小規模) I=1 II-1-②-7		

施工内訳表

施工内訳0-0002号表

埋戻し
上記以外(小規模)
機械構成比:

SQZ016

土砂

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:
1

m3 当り

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
バックホウ(クローラ型)[後方超小旋回] 排ガス2次 山積0.28m ³			バックホウ 山積0.28m ³ クローラ型[後方超小旋回型・排ガス2次]		MB425P
タンパ及びランマ 質量60~80kg			ランマ 質量60~80kg		M3606P
普通作業員			普通作業員		R0200
特殊作業員			特殊作業員		R0100
運転手(特殊)			運転手(特殊)		R1400

施工内訳表

施工内訳0-0002号表

埋戻し
上記以外(小規模)
機械構成比:

SQZ016

土砂

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:
1

m3 当り

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
ガソリン			ガソリン レギュラー スタンド		T0001
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					
A=5 D=1 上記以外(小規模) 全ての費用			B=1 E=1 土砂 II-1-③-13		

施工内訳表

土砂運搬(小規模)

SQZ002

施工内訳0-0003号表

運搬距離3.5km超4.0km以下, DID無し

積込: バックホウ山積0.28m³(平積0.2m³)

1

m³ 当り

機械構成比:

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:

代表機材規格	構成比	単価	代表機材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル] 4 t 積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック 4 t 積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む		M1004P
運転手 (一般)			運転手 (一般)		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
*** 単位当り計 ***					

施工内訳表

土砂運搬(小規模)

SQZ002

施工内訳0-0003号表

運搬距離3.5km超4.0km以下, DID無し

積込: バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3)

1

m3 当り

機械構成比:

労務構成比:

材料構成比:

市場単価構成比:

標準単価:

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
A=2 小規模 C=1 土砂(岩塊・玉石混り土含む) E=21 3.5km超4.0km以下			B=5 バックホウ山積0.28m3(平積0.2m3) D=1 無し G=1 II-1-②-13		

施工内訳表

張りコンクリート工 (防草コンクリート)
バックホウ (1.0<H≦2.5かつW≦2.0)

S1421

施工内訳0-0006号表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
♪張りコンクリート工 (型枠工) 防草コンクリート	0.70	m ²			S1423 施工内訳0-0007号表
♪張りコンクリート工 (コンクリート打設) 18-8-20 (高炉) 目地材:有り バックホウ (1.0<H≦2.5かつW≦2.0)	132.80	m ²			S1424 施工内訳0-0008号表
♪張りコンクリート工 (養生) 防草コンクリート	132.80	m ²			S1425 施工内訳0-0011号表
*** 単位当り計 ***	1	式			
A=3 防草コンクリート D=5 バックホウ (1.0<H≦2.5かつW≦2.0) F=132.8 コンクリート打設表面積 (m ²)			B=1 無 (土工で基面整正を計上) E=0.7 型枠面積 (m ²) G=50 張りコンクリート平均厚 (mm)		
H=1 18-8-20 (高炉) K=1 II-4-③-1			I=1 有り		

施工内訳表

♪張りコンクリート工 (型枠工)
防草コンクリート

S1423

施工内訳0-0007号表

10 m² 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.43	人			R2500 1
型わく工	0.86	人			R3300 1
普通作業員	0.52	人			R0200 1
諸雑費	12.00	%			#01
*** 合計 ***	10	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=3 防草コンクリート			B=1	II-4-④-4	

施工内訳表

♪張りコンクリート工 (コンクリート打設)

S1424

施工内訳0-0008号表

18-8-20 (高炉) 目地材:有り

バックホウ (1.0<H≤2.5かつW≤2.0)

100

m² 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.60	人			R2500 1
特殊作業員	1.10	人			R0100 1
普通作業員	1.90	人			R0200 1
生コン単価 (高炉セメントB) 強度 (18 - 20) スランプ (8 cm)	6.05	m ³			S1401 施工内訳0-0009号表
バックホウ運転費 (賃料) クローラ型山積0.28m ³ (クレーン付)	0.89	日			SA740 施工内訳0-0010号表
諸雑費	4.00	%			#01
*** 合計 ***	100	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=3 防草コンクリート C=50 コンクリート平均厚 (mm) E=1 有り			B=5 D=1 G=1	バックホウ (1.0<H≤2.5かつW≤2.0) 18-8-20 (高炉) II-4-③-1	

施工内訳表

施工内訳0-0010号表

バックホウ運転費 (賃料)

SA740

クローラ型山積0.28m3 (クレーン付)

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ賃料 (クレーン付) 山積0.28m3, 吊能力1.7t	1.60	供用日			T0458
軽油	37.00	L			T0002
運転手 (特殊)	1.00	人			R1400
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=7 クローラ型山積0.28m3 (クレーン付) C=37 燃料消費量 (L)			B=1 特殊運転手 (人) D=1.6 機械賃料 (供用日数)		

♪張りコンクリート工（養生）
防草コンクリート

S1425

施工内訳表

施工内訳0-0011号表

100

m² 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.09	人			R2500 1
普通作業員	0.31	人			R0200 1
諸雑費	2.00	%			#01
*** 合計 ***	100	m ²			
*** 単位当り計 ***	1	m ²			
A=3 防草コンクリート			B=1	II-4-④-6	

施工内訳表

プレキャストU型側溝 設置工
縦断用 T-25 300×300 (2m)

S7011

施工内訳0-0012号表

10 m 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
U型側溝 L=2000 [手間] 1000kg/個以下 時間的制約 無し 昼間単価	10.00	m			TB411
落蓋側溝 (縦断用Ⅱ型 T-25) 300×300×2000	4.98	個			T1753
再生碎石 (RC-40)	0.62	m ³			T9106
諸雑費	1	式			#10
*** 合計 ***	10	m			
*** 単位当り計 ***	1	m			
A=1 布設 (新材) C=1 縦断用 T-25 300×300 (2m) E=2 切込碎石 (再生材)			B=2 シラスコンクリート製品以外 D=1 一般的な作業 G=0.52 基礎碎石 数量 (m ³ /10m)		
H=1 昼間単価 J=1 VI-1-⑥-1			I=1 無し		

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単価 金額	条件 名称	値 称
X1000	**本工事費**				
Y2E000000	道路改良 レベル1	式			
Y2E010000	道路土工 レベル2	式			
Y2E010100	掘削工 レベル3	式			
Y2E010106	掘削（軟岩）	式			
SQZ001	土砂掘削（上記以外(小規模)）	30 m ³		A=1, B=5, E=7, I=1 A=土砂, B=上記以外(小規模), E=標準, I=Ⅱ-1-②-7	
Y2E010600	路体盛土工 レベル3	式			
Y2E010601	路体（流用土）	式			
SQZ016	埋戻し 上記以外(小規模)	20 m ³		A=5, B=1, D=1, E=1 A=上記以外(小規模), B=土砂, D=全ての費用, E=Ⅱ-1-③-13	
Y2E010L00	残土処理工 レベル3	式			
Y2E010L01	残土処理	式			
SQZ002	土砂運搬(小規模) 運搬距離3.5km超4.0km以下, DID無し	10 m ³		A=2, B=5, C=1, D=1, E=21, G=1 A=小規模, B=バックホウ山積0.28m ³ (平積0.2m ³), C=土砂(岩塊・玉石混り土含む), D=無し, E=3.5km超4.0km以下, G=Ⅱ-1-②-13	
#0042	*処分費（直工内）*				
F0001	建設発生土受入料	10 m ³			
Y2E0B0000	法面工 レベル2	式			
Y2E0B0100	植生工 レベル3	式			
Y2E0B010L	植生マット	式			

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単 価 額	条 件 名 称 値 称
S8550	植生マット工 250㎡未満	70 ㎡		A=1, B=4, C=1, E=1 A=植生マット工, B=250㎡未満, C=制限しない場合, E=VI-2-④-1
Y2E0B0600	法面吹付工 レベル3	式		
Y2E0B0601	モルタル吹付	式		
S8425	モルタル吹付工 吹付厚 8cm	509 ㎡		A=4, B=2, C=1, E=1, F=1 A=吹付厚 8cm, B=500㎡以上 1000㎡未満, C=制限しない場合, E=通常の場合, F=VI-2-④-1
Y2E0S0000	コンクリート工 レベル2	式		
Y2E0S0100	張りコンクリート工 レベル3	式		
Y2E0S0101	張りコンクリート工	式		
S1421	張りコンクリート工 (防草コンクリート) バックホウ (1.0<H≤2.5かつW≤2.0)	1 式		A=3, B=1, D=5, E=0.7, F=132.8, G=50, H=1, I=1, K=1 A=防草コンクリート, B=無 (土工で基面整正を計上), D=バックホウ (1.0<H≤2.5かつW≤2.0), E=型枠面積 (㎡), F=コンクリート打設表面積 (㎡), G=張りコンクリート平均厚 (mm), H=18-8-20 (高炉), I=有り, K=II-4-③-1
Y2E100000	排水構造物工 レベル2	式		
Y2E100600	側溝工 レベル3	式		
Y2E100601	プレキャストU型側溝	式		
S7011	プレキャストU型側溝 設置工 縦断用 T-25 300×300 (2m)	49 m		A=1, B=2, C=1, D=1, E=2, G=0.52, H=1, I=1, J=1 A=布設 (新材), B=シラスコンクリート製品以外, C=縦断用 T-25 300×300 (2m), D=一般的な作業, E=切込砕石 (再生材), G=基礎砕石 数量 (m3/10m), H=昼間単価, I=無し, J=VI-1-⑥-1
G0000	**直接工事費**			
Z0010	現場環境改善費	式		

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／ 単位	単価 金額	条件名 条 件 名 称
Z0050	共通仮設費（率分）	式		
G1000	**共通仮設費計**			
G2000	**純工事費**			
Z0020	現場管理費	式		
G2900	**現場管理費計**			
G4000	**工事原価**			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	**一般管理費等計**			
G4800	**工事価格**			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	**請負工事費**			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計	式		
G4900	請負工事費計			

機 労 材 集 計 表

項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M1004P	191		0.5000	供用日	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	運搬・荷役機械等
2	M3606P	193		1.0000	供用日	タンパ及びランマ	路盤用・舗装用機械等
3	MB402P	190		1.2000	供用日	バックホウ (クローラ型) [標準型]	掘削・積込機械等
4	MB425P	190		0.8000	供用日	バックホウ (クローラ型) [後方超小旋回]	掘削・積込機械等
5	R0100	202		2.0608	人	特殊作業員	労務単価
6	R0200	202		4.5713	人	普通作業員	労務単価
7	R1400	202		2.4819	人	運転手 (特殊)	労務単価
8	R1500	202		0.5000	人	運転手 (一般)	労務単価
9	R2500	202		0.9464	人	土木一般世話役	労務単価
10	R3300	202		0.0602	人	型わく工	労務単価
11	T0001	221		4.4000	L	ガソリン	3-1 燃料類
12	T0002	221		106.5310	L	軽油	3-1 燃料類
13	T0458	382		1.8911	日	バックホウ賃料 (クレーン付)	建設機械賃料
14	T0900	214		8.0344	m ³	高炉Bセメント補正	1-2 生コン補正
15	T0921	215		8.0344	m ³	生コンクリート	1-3 生コンクリート
16	T1753	235		24.4020	個	落蓋側溝 (縦断用Ⅱ型 T-25)	6-3 鉄筋コンクリートU型溝・蓋版
17	T8387	333		70.0000	m ²	植生マット工	市場単価 (14) 法面工
18	T8409	333		509.0000	m ²	モルタル吹付工	市場単価 (14) 法面工
19	T9106	230		3.0380	m ³	再生砕石 (RC-40)	5-4 再生砕石
20	TB411	402		49.0000	m	U型側溝 L=2000 [手間]	土木工事標準単価 (3) 排水構造物工

数量計算表

工種	項目		計 算 式 (上段:当初, 下段:変更)	数量	設計数量	単位	備 考	
	種 別	細 別		上段:当初	(上段:当初)			
施工延長	道路改良 (中央線)	【No. 2~ECBC4】	124.3	124.3	124.3	m		
		計			124.3			
【本工事】								
道路土工	掘削工	床掘 小規模	33.5 (土坪計算書にて算出)	33.5	30	m3		
		埋戻し 小規模	18.9 (土坪計算書にて算出)	18.9	20	m3		
	残土処分	路体盛土工 (流用土)	土砂運搬 (小規模) 運搬距離3.8km、DID無し	12.5	12.5	10	m3	
		建設発生土受入料		12.5	12.5	10	m3	
法面工	植生工	植生マット工 250㎡未満	163.06 - 95.3	67.8	70	m2		
		モルタル吹付工 t=8cm 500㎡以上1000㎡未満	509.35	509.3	509	m2		
張コンクリート工	切土張コンクリート工	防草コンクリート A=132.8m2 t=5.0cm 型枠A=0.7m2 目地有 バック材(1.0≦2.5かつW≦2.0)	1.0 (土坪計算書にて算出)	1.0	1	式		
排水構造物工	側溝工	落蓋式側溝 設置工 縦断用T-25 300×300 (2m)	48.5 (平面図、構造図)	48.5	49	m		

特記仕様書

第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名：令和8年度 社会資本整備総合交付金事業
市道中央線（鶴川内）道路改良工事
工事場所：市道中央線 阿久根市鶴川内地内

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) コンクリート標準示方書（土木学会制定）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (7) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (8) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。
ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

第4条 契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分の1以上の金銭的保証を要す。

(前払金)

第5条 保証事業会社の保証がなされている請負金額500万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内で前払金を請求することができる。

なお、当初設計においては前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当し、前項により前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証がなされたものについては、請負金額の10分の2以内で中間前払金を請求することができる。

ただし、契約に当たり部分払することを選択した場合は、中間前金払を行わないこととする。さらに、前払金と中間前払金との合計は請負金額の10分の6を超えないものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 前金払を請求する場合は、請求書に保証事業会社の保証に係る保証証書を添付して提出しなければならない。

(部分払金)

第6条 部分払は、請負金額が500万円以上の場合、2回まで（既に前払いがなされているときは1回迄）行えるものとする。ただし、中間前金払があるときは、原則として部分払いは行わない。

(工事カルテ作成、登録)

第7条 請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内（土、日、祝日等を除く）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（土、日、祝日等を除く）に、完成時は工事完成後10日以内（土、日、祝日等を除く）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金2,500万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

また、登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

(電子納品)

第8条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和4年1月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第9条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第10条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第11条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

(1) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第12条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間

(3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

(4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

2 発注者への報告

前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第13条 現場代理人の兼任

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円*未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円*以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

※ 建築一式工事は、9,000万円

2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等について）

第14条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

（施工体系図の作成等について）

第15条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
- エ その他監督職員が記載を指示した業務等

第2章 工事の施工

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第16条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第17条 床掘及び切土

切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。監督職員の承認を受けないで、切りすぎた土量の増については、変更契約の対象にしない。

第18条 盛土及び埋戻

- 1 盛土は常に肩下がりの横断形を保ち、土羽工を先行してはならない。
- 2 盛土施工中は、常に雨水等による土砂流出を起こさないよう、排水処理を考慮し施工すること。
- 3 埋戻前に漏水等がある場合は、必ず排水した後に、埋戻しをしなければならない。

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第19条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、阿久根市内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

(県産資材の優先使用について)

第20条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

- 1 再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生切込砕石 (かごしま認定リサイクル製品)	RC-40	

第21条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第22条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第23条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生

木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第24条 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)総括表(別添様式1)）を工事完成図書に添付すること。

なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

(産業廃棄物税)

第25条 本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

(建設発生土の処理)

第26条 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- (1) 受入場所の名称：(有)明和運輸土砂処分場
 - (2) 受入場所の所在地：出水市野田町上名地内
 - (3) 受入時間帯：8時～17時
 - (4) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。
 - (5) 搬出土の土質：礫混じり土（主な土質）
 - (6) 搬出土量：約10m³
 - (7) 搬出距離、時間：3.8km（片道）、約5分
- 2 「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて提出するとともにその内容を発注者に説明すること。
 - 3 再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。
 - 4 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。
 - 5 工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録及び「建設発生土受領書」を完成書類に含めて提出すること。
 - 6 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。
 - 7 土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。
 - 8 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

(過積載等の防止)

第27条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利

益を不当に害することがないようにすること。

- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

（法面保護工）

第28条 当初設計の法面保護工は、既往工事で切土工を行った時の地質状況を基に計画している。施工の際には、事前に法面のPH及び硬度試験を実施して、監督員と協議し適切な法面保護を選定すること。

第3章 その他

（支障物件）

第29条 着工前測量により嵩上げ切り下げ等が必要なマンホール等については、調査を行い速やかに監督職員へ報告すること。

（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

第30条 阿久根市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止）

第31条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

（工事現場の現場環境改善の実施）

第32条 工事現場の現場環境改善

- 1 工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。
- 2 現場環境改善については、別表－1の内容のうち、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本として実施すること。
- 3 現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。
- 4 現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出す

ること。

- 5 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。
- 6 工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

第33条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は阿久根市ホームページから取得できる。

(建設現場における「快適トイレ」設置の試行について)

第34条 「快適トイレ」設置について

本工事は、阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。

受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。

快適トイレを設置する場合は、『阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。なお、試行要領は阿久根市ホームページから取得できる。

(週休2日)

第35条 本工事は、「週休2日」試行工事(受注者希望型)の対象である。

- 2 試行にあたっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

(契約工期等の取り扱いについて)

第36条 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定工事」の対象である。

- 2 受注者は、契約締結日から60日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。
- 3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、落札決定通知を受けた後、速やかに発注者に通知しなければならない。
- 4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
- 5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。
 - (2) 現場事務所若しくは資材等の搬入又は仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
 - (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。
 - (4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(環境改善実施要領について)

第37条 本工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領(工事現場編)」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

[別表－1]

計上費目	実施する内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む）、 2. 労働宿舍の快適化、3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献

[別表－2]

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇、完成予想図、工法説明図、工事工程表 パンフレット・工法説明ビデオ	100% (箇所)
デザイン工事看板	10% (／月)
ライトアップ施設	8% (／月)
電光式標識	4% (／月)
備品類	2% (／月)

- (注) 1 上表は工事場所、工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
 2 類似品は、上表損耗率を準用できる。
 3 一工事において、損耗率が100%を超える場合は、上限値は100%とする。
 4 設置月数は、工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。
 ただし、15日未満は0.5ヶ月とする。

現場環境改善 実施（変更）計画書

工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇〇〇工事（〇〇工区）

①率計上分

項目	現場環境改善費 を含んだ額 A	共通仮設費 計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金額
記入例							
購入品	A 100,000	B 60,000	A-B 40,000	D 50%	N 1	M 1	C*D*N*M 20,000
リース品	A 200,000	B 120,000	A-B 80,000	-	N 1	M 1	C*N*M 80,000
小計							100,000
仮設備関係			0				0
小計							0
営繕関係			0				0
小計							0
安全関係			0				0
小計							0
地域連携			0				0
小計							0
合計							0

②積上げ計上分

項目	金額
その他 積上げ費用	
小計	
	0

③積上げ計上分（熱中症対策・防寒対策）

項目	金額
熱中症対策・防寒対策に関する費用	
小計	
	0
上限額 (現場環境改善費(率分)の50%)	
計上額	
	0

注：③積上げ計上（熱中症対策）を実施する場合は、別途発注者と協議すること。

合計	0
----	---

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1)発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2)廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1)薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2)薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

※奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、

H 1 4：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市、南さつま市

H 2 5：霧島市、阿久根市

H 2 6：鹿屋市、始良市

H 2 9：長島町

R 0 3：西之表市、中種子町、錦江町

R 0 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R 0 6：大崎町

R 0 7：志布志市

(別紙1)

工事打合簿

発議者	<input type="radio"/> 発注者 <input type="radio"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名		請負者名	
(内 容)			
添付図 葉、そのた添付図書 受領書1式			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象とするので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		監督職員	令和 年 月 日
		現場代理人	令和 年 月 日

課長	技術 補佐	総 括 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 技術者

契約担当者

殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）
○兼任する他の工事について、兼任の承認を受けていることがわかる書類の写しを後日提出すること

別記様式

工 事 開 始 日 通 知 書

(余裕期間適用工事)

令和 年 月 日

契約担当者 阿久根市長 様

請負者 住 所
商号または名称
代表者職・氏名

印

次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 開 始 日	

- ※1 本通知書は、契約書案の提出期限内（落札決定通知を受けた後、速やかに提出すること。
- 2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。
- 3 契約書案の工期の始期日及び終期日は、阿久根市の休日を定める条例第1条第1項の市の休日以外の日とすること。

「認定証」サンプル

第4号様式（第6条関係）

認定番号 繰り認定 番号

かごしま認定リサイクル製品認定証

製品名：RC-40
 （品目：土木建築関係製品）

製造者 株式会社

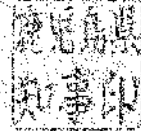
所在地

法人代表者 代表取締役

上記の製品は、かごしま認定リサイクル製品認定制度実施要綱第6条により認定された製品であることを証する。

令和元年10月7日

鹿児島県知事 三反園 訓



認定の年月日	令和元年10月7日
認定の有効期限	令和7年3月31日
製造事業所及び所在地	
製品の原料となる産業廃棄物の種類	がれき類
配合の比率	コンクリート塊100%
審査に用いた品質基準	鹿児島県土木工務共通仕様書（「第2編材料編 第2章土木工事材料 第3節骨材 3-2-3-3アスファルト舗装用骨材」及び「第3編土木工学共通編 第2章一般施工 第6節一般舗装工 3-2-6-3アスファルト舗装の材料」の再生素材及び「下層部骨材の適合条件」）
主な用途	舗装材、基礎材、裏込材、埋戻材
その他	認定リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県のホームページ及び一般社団法人鹿児島県産業資源循環協会のホームページにおいて掲載

【認定制度担当部署】
 鹿児島県環境林務部
 資源物・リサイクル対策課
 （リサイクル推進係）

(受領書記載例)

令和〇年〇〇月〇〇日

(搬出元)

株式会社 ○○○建設
○○ ○○ 殿

(搬出先)

●●●●●処分場
代表取締役 ●● ●●●

建設発生土受領書

- 1 搬出先の名称及び所在地 : ●●●●●処分場
鹿児島県●●●市○○○町○○番地●地内
- 2 搬出先の管理者の商号, 名称 : 株式会社 ○○○○○
- 3 搬出元の名称及び所在地 : 道路改築工事 (●●工区)
鹿児島県●●●市○○○町○○番地●地内
- 4 土砂の搬出量 : 第1種建設発生土 約○○,○○○m³
- 5 搬入が完了した日 : 令和〇年〇〇月〇〇日

令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 市道中央線 道路改良工事

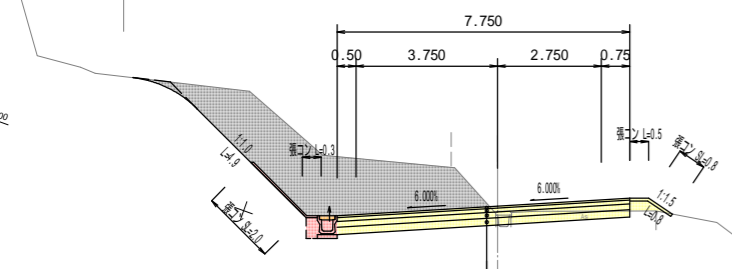
阿久根市 鶴川内地内

計画平面図 $S=1/500$



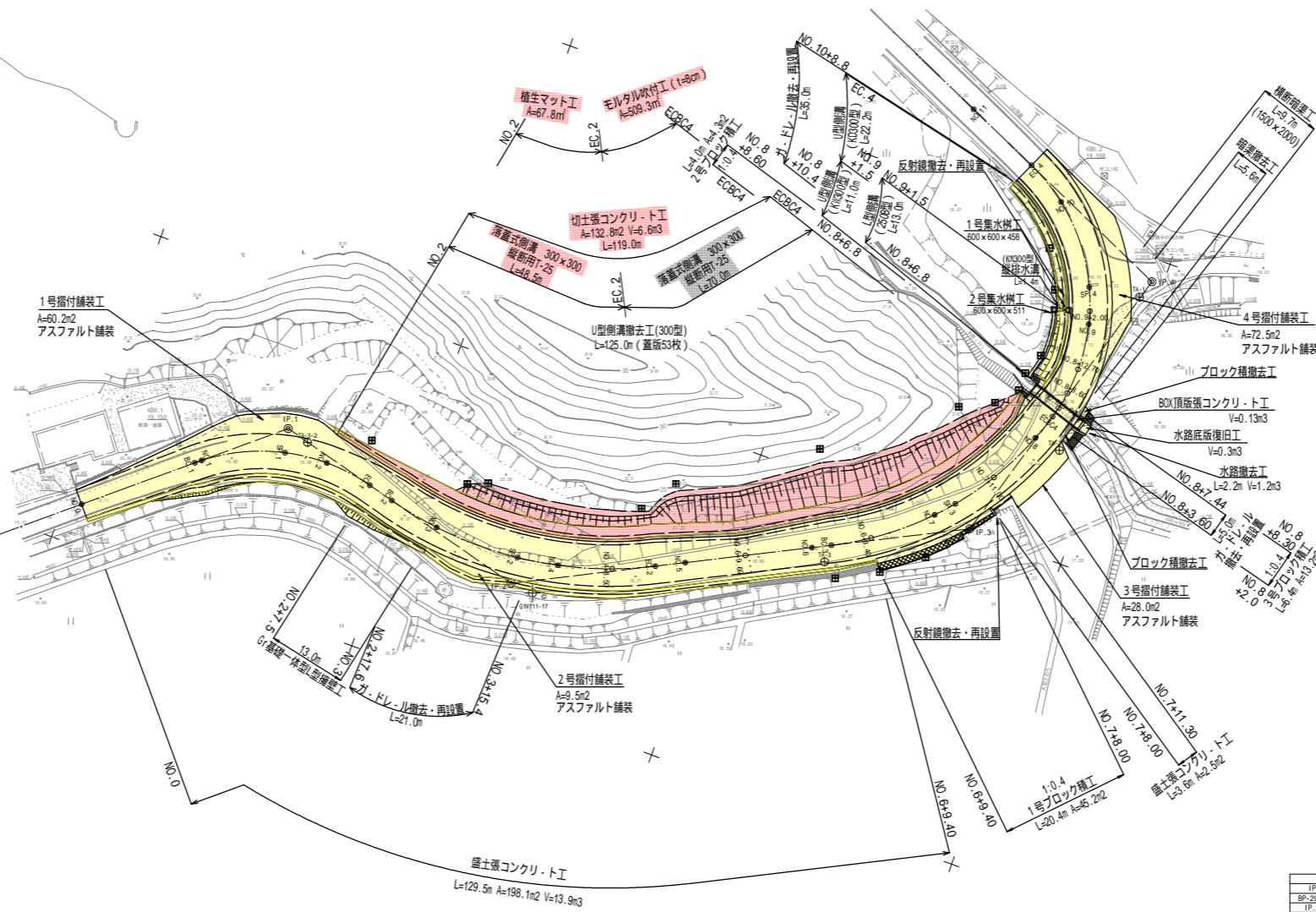
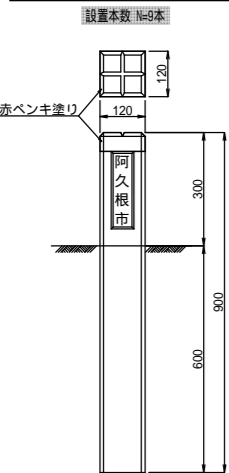
標準断面図

交通区分: N1 $S=1:100$
 設計CBR: 8%
 信頼性: 90%



- 表層工: 密粒度アスコン $t=5\text{cm}$
- 上層路盤工: 粒調砕石 $t=10\text{cm}$
- 下層路盤工: 切込砕石 $t=15\text{cm}$
- 下層路盤工: シラス $t=20\text{cm}$

コンクリート杭概略図

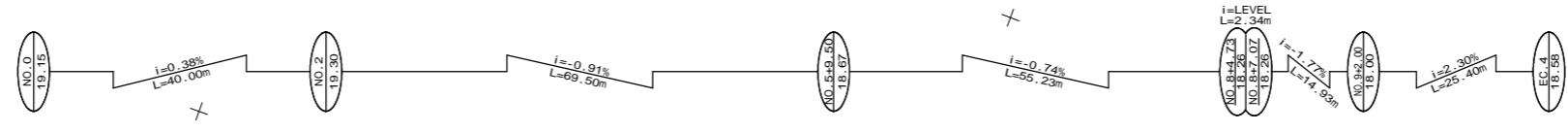


- 施工上の留意点
1. コンクリートブロック等の建設物に近接して床掘削を行う場合には、切りばり等により補強し、危険防止措置を講じること。
 2. 道糸が安全対策等に接触してしまうためブロック塀の補強を取り外す場合には、倒壊防止を考慮した作業手順を予め決めておき、これに従って安全に作業を行うこと。
 3. 作業員および現場代理人に対して、災害の危険性および安全施工に関する安全衛生教育を実施すること。
 4. 掘削の作業を行う場合には、作業開始前に現場の状況を調査し、安全作業計画を検討して作業方法を定め、現場作業員に周知徹底するとともに、監督を担当する現場代理人は現場を巡視して安全作業の徹底を図るための安全管理体制を整備する必要がある。

IP	IP間方向角	LA	R	曲	TL	SL	CL	IP間距離	X座標	Y座標
BP-20.0	229-54-02							54.466	-108243.491	-72837.368
IP.1	284-45-18	54-51-15	30.000	15.969	3.799	28.722	42.504	-108279.567	-72679.023	
IP.2	243-13-43	41-31-35	60.000	22.748	4.157	43.486	72.364	-108367.742	-72725.125	
IP.3	198-22-48	48-50-55	50.427	21.847	4.529	41.232	48.080	-108300.337	-72784.732	
IP.4	114-02-37	82-20-11	30.000	26.234	9.852	43.111	56.237	-108346.466	-72788.291	
EPH								-108369.379	-72746.933	

実施設計図

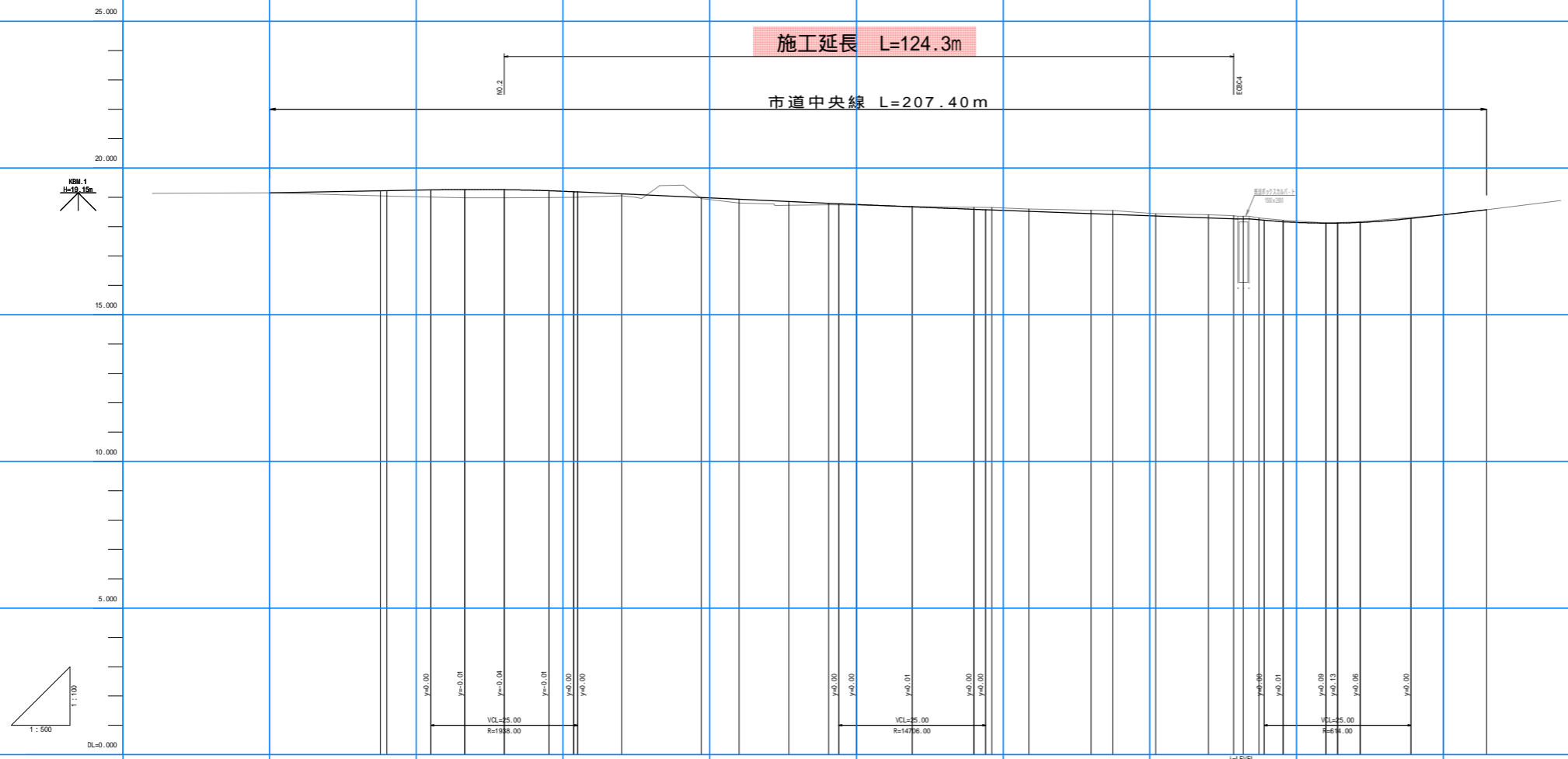
阿久根市	
工事名	令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 市道中央線 道路改良工事
河州名	市道中央線
工事箇所	阿久根市 鶴川内地内
図面種類	計画平面図
縮尺	$S=1:500$
図面番号	全 7 葉 第 1 号



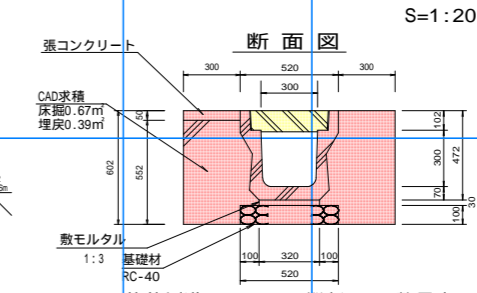
縦断図 V=1:100 H=1:500

施工延長 L=124.3m

市道中央線 L=207.40m



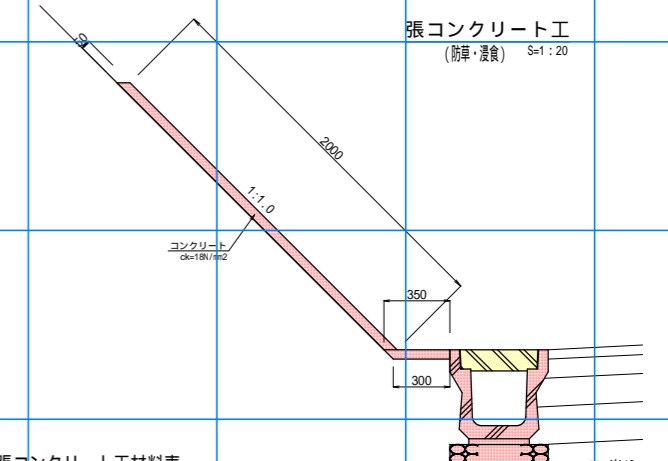
落蓋側溝 (300 x 300, 縦断用)



落蓋側溝 (300 x 300, 縦断用) 数量表

名称	摘要	計算式	数量	単位
基礎材	t=100mm	0.52 x 10.00	5.20	m ²
敷モルタル	1:3	0.32 x 0.03 x 10.00	0.10	m ³
側溝	T-25, 縦断用 300 x 300	L=10.00m	10.00	m
床掘		0.67 x 10.00	6.70	m ³
埋炭		0.39 x 10.00	3.90	m ³

10m当り



張コンクリート工材料表

名称	摘要	計算式	数量	単位
コンクリート	ok=187/m ²	((0.35+0.30) x 0.05 x 1/2 + 2.00 x 0.05) x 10.00	1.16	m ³
目地材	エラストイト t=10mm	((0.35+0.30) x 0.05 x 1/2 + 2.00 x 0.05)	0.12	m ²
型枠	素材	((0.30+2.00) x 0.05)	0.11	m ²

10m当り

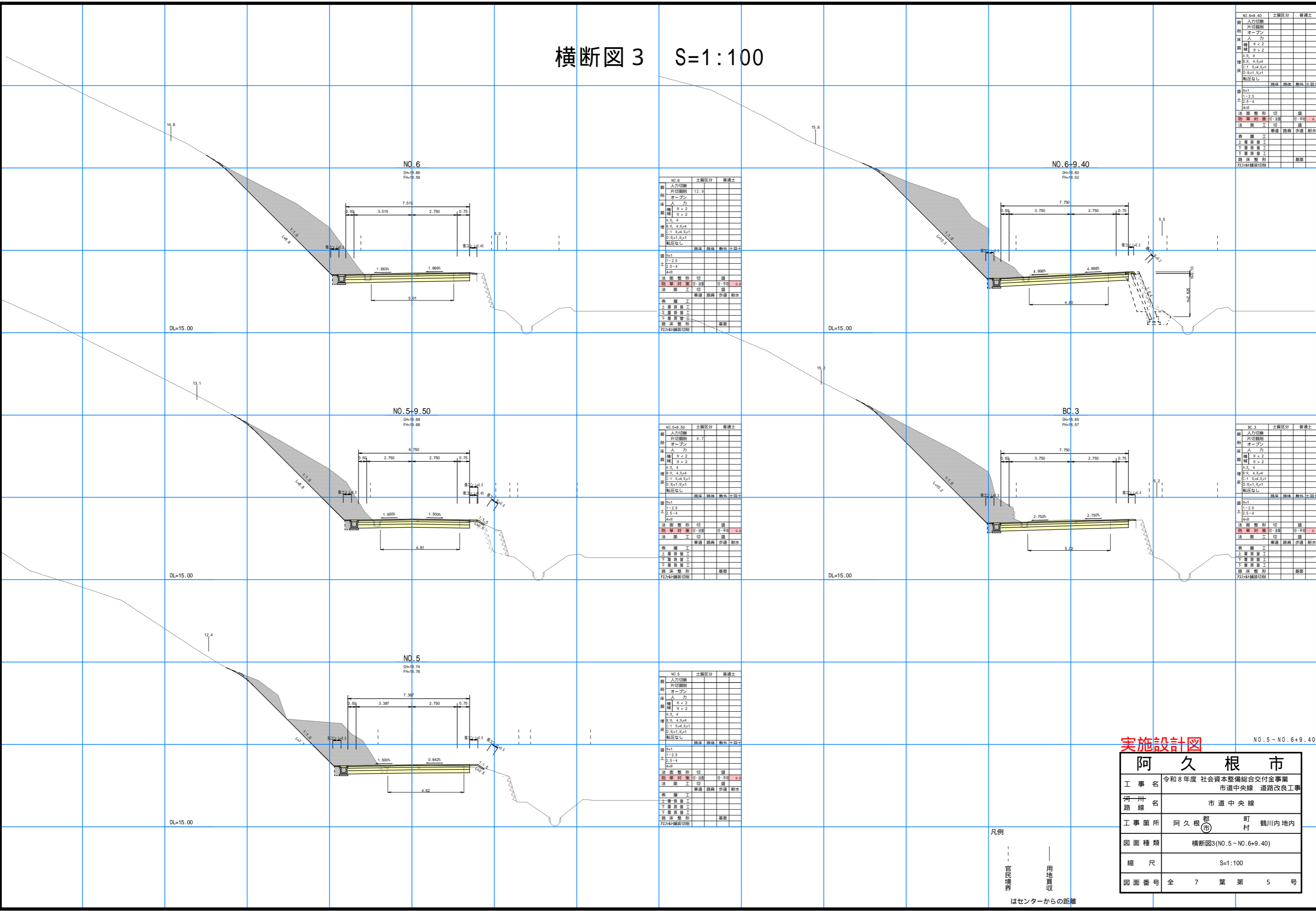
・型枠
【No.2 - EC.2】
((0.30+2.00) x 0.05) ÷ 10.0 x 55.3 = 0.635
【EC.2 - ECBC.4】
(0.30 x 0.05) ÷ 10.0 x 69.0 = 0.103
【合計】
0.635 + 0.103 = 0.738

勾配	盛土高	切土高	計画高	地盤高	追加距離	単距離	測点番号	平面線形曲率図	片勾配すりつけ図	拡幅
0.00	0.00	0.00	19.15	19.15	0.00	0.00	SP.0		0.00	0.00
1:0.38% L=40.00m	0.17 0.19		19.22 19.23	19.05 19.04	18.84 20.00	11.11	SP.1	IA=54.51-15 R=30.000 TL=15.589 CL=28.722 S=3.739	0.49 0.46	1.00
1:0.91% L=99.50m	0.23 0.28 0.24 0.19		19.27 19.26 19.23 19.19	18.98 18.98 18.98 19.00	33.25 40.00 47.61 51.80	13.25 6.75 7.61 4.19	SP.2	IA=41.51-35 R=40.000 TL=22.848 CL=43.488 S=4.888	0.25 0.23 0.24 0.19	1.00
1:0.74% L=55.23m	0.07 0.13 0.13 0.05 0.02		19.12 19.08 19.06 19.04 19.02	19.05 19.06 19.06 19.06 19.06	60.00 73.54 80.00 88.50 95.28	8.20 13.54 6.48 8.50 6.78	SP.3	IA=46.50-35 R=30.000 TL=21.847 CL=41.232 S=4.888	0.07 0.13 0.13 0.05 0.02	1.00
1:2.30% L=75.40m	0.08 0.12 0.13 0.08 0.08 0.11 0.11 0.10 0.07 0.06		19.04 19.08 19.42 19.52 19.36 19.30 19.26 19.26 19.23 19.17	19.04 19.06 19.05 19.06 19.06 19.41 19.37 19.36 19.30 19.25	129.40 140.00 143.67 151.00 160.00 164.28 168.90 172.70	6.35 10.60 3.67 7.33 9.00 4.28 1.62 4.10	SP.4	IA=82.20-11 R=30.000 TL=26.234 CL=43.111 S=4.888	0.08 0.12 0.13 0.08 0.08 0.11 0.11 0.10 0.07 0.06	1.00
0.00	0.00	0.00	19.44	19.44	207.40	7.40	EC.4		0.00	0.00

実施設計図

阿久根市	
工事名	令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 市道中央線 道路改良工事
河川名	市道中央線
工事箇所	阿久根市 鶴川内地区
図面種類	縦断図・構造図
縮尺	図示
図面番号	全 7 葉 第 2 号

横断図 3 S=1:100



NO.6+9.40	土質区分	普通土
掘	人力切掘	
削	片切掘削	
削	オープン	
床	人力	
掘	幅 < 2	
掘	幅 > 2	
A:3, 4		
B:3, 4, 3/4		
C:1, 3/4, 3/4<1		
D:3/4<1, 3/4<1		
転圧なし		
舗床	舗床	敷外 土留土
盛	1-2.5	
土	2.5-4	
4cII		
法	断面整形	切 盛
防	草対策	防・法 防・草 0.3
法	掘工	切 盛
表	層工	車道 路肩 歩道 排水
上	層路工	
下	層路工	
下	層路工	
路	床整形	基礎
ア	タマシ補装切削	

NO.6	土質区分	普通土
掘	人力切掘	
削	片切掘削	12.0
削	オープン	
床	人力	
掘	幅 < 2	
掘	幅 > 2	
A:3, 4		
B:3, 4, 3/4		
C:1, 3/4, 3/4<1		
D:3/4<1, 3/4<1		
転圧なし		
舗床	舗床	敷外 土留土
盛	1-2.5	
土	2.5-4	
4cII		
法	断面整形	切 盛
防	草対策	防・法 防・草 0.3
法	掘工	切 盛
表	層工	車道 路肩 歩道 排水
上	層路工	
下	層路工	
下	層路工	
路	床整形	基礎
ア	タマシ補装切削	

BC.3	土質区分	普通土
掘	人力切掘	
削	片切掘削	
削	オープン	
床	人力	
掘	幅 < 2	
掘	幅 > 2	
A:3, 4		
B:3, 4, 3/4		
C:1, 3/4, 3/4<1		
D:3/4<1, 3/4<1		
転圧なし		
舗床	舗床	敷外 土留土
盛	1-2.5	
土	2.5-4	
4cII		
法	断面整形	切 盛
防	草対策	防・法 防・草 0.3
法	掘工	切 盛
表	層工	車道 路肩 歩道 排水
上	層路工	
下	層路工	
下	層路工	
路	床整形	基礎
ア	タマシ補装切削	

NO.5+9.50	土質区分	普通土
掘	人力切掘	
削	片切掘削	9.7
削	オープン	
床	人力	
掘	幅 < 2	
掘	幅 > 2	
A:3, 4		
B:3, 4, 3/4		
C:1, 3/4, 3/4<1		
D:3/4<1, 3/4<1		
転圧なし		
舗床	舗床	敷外 土留土
盛	1-2.5	
土	2.5-4	
4cII		
法	断面整形	切 盛
防	草対策	防・法 防・草 0.3
法	掘工	切 盛
表	層工	車道 路肩 歩道 排水
上	層路工	
下	層路工	
下	層路工	
路	床整形	基礎
ア	タマシ補装切削	

NO.5 - NO.6+9.40	土質区分	普通土
掘	人力切掘	
削	片切掘削	
削	オープン	
床	人力	
掘	幅 < 2	
掘	幅 > 2	
A:3, 4		
B:3, 4, 3/4		
C:1, 3/4, 3/4<1		
D:3/4<1, 3/4<1		
転圧なし		
舗床	舗床	敷外 土留土
盛	1-2.5	
土	2.5-4	
4cII		
法	断面整形	切 盛
防	草対策	防・法 防・草 0.3
法	掘工	切 盛
表	層工	車道 路肩 歩道 排水
上	層路工	
下	層路工	
下	層路工	
路	床整形	基礎
ア	タマシ補装切削	

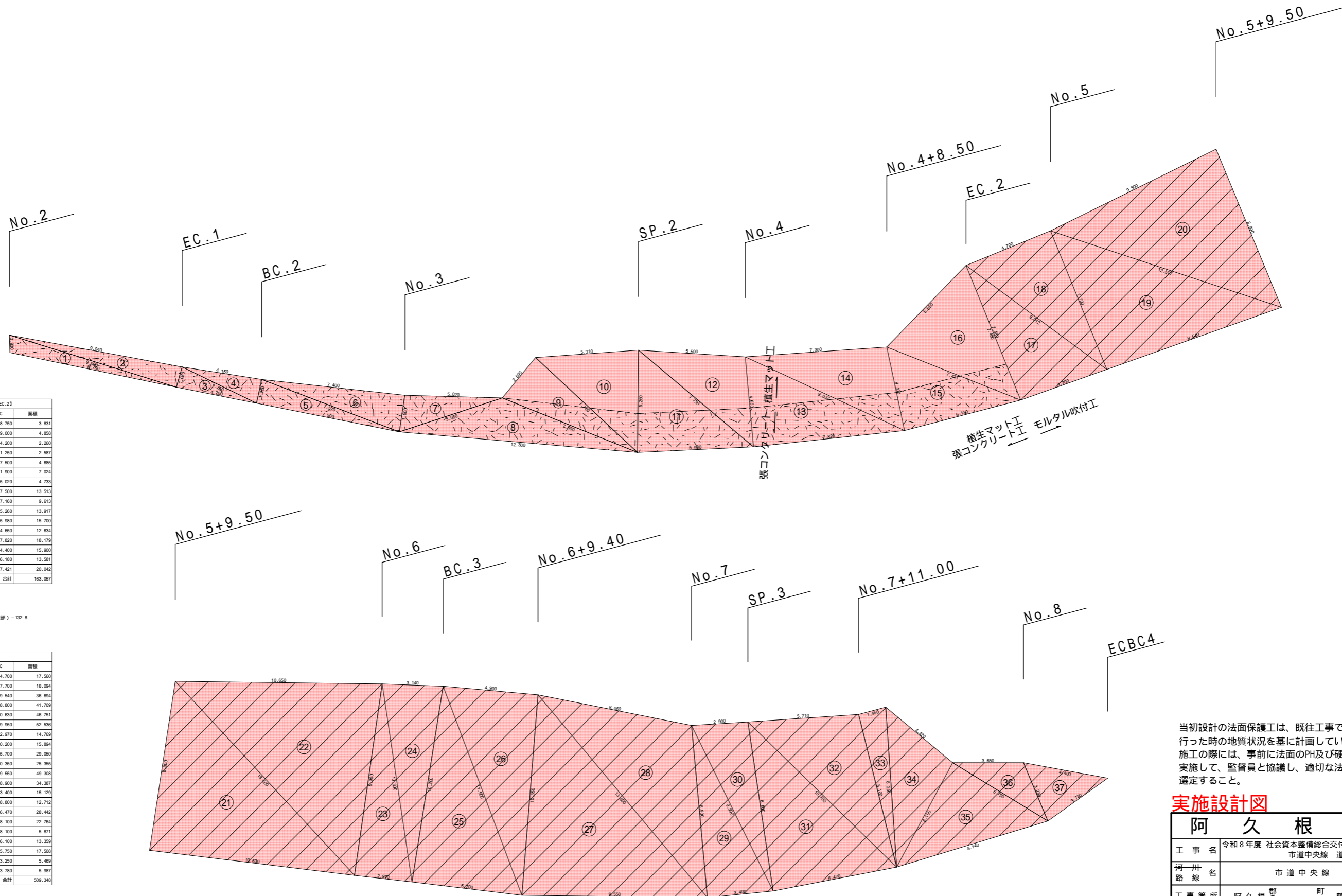
実施設計図

阿久根市

工事名	令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 市道中央線 道路改良工事
河州名	市道中央線
工事箇所	阿久根市 町 鶴川内地区
図面種類	横断図3(NO.5 - NO.6+9.40)
縮尺	S=1:100
図面番号	全 7 葉 第 5 号

凡例
 --- 官民境界
 | 用地買収
 はセンターからの距離

切土法面工展開図 S=1:100



符号	辺A	辺B	辺C	面積
1	9.000	0.900	8.750	3.831
2	9.040	1.080	9.000	4.858
3	4.250	1.080	4.200	2.260
4	4.250	4.150	1.250	2.587
5	7.570	1.250	7.500	4.685
6	7.570	7.400	1.800	7.024
7	5.580	1.900	5.020	4.733
8	12.300	5.580	7.500	13.513
9	7.500	2.690	7.160	9.613
10	7.160	5.310	5.260	13.917
11	7.730	5.260	5.980	15.700
12	7.730	5.500	4.650	12.634
13	9.037	4.650	7.820	18.179
14	9.037	7.300	4.400	15.900
15	7.421	4.400	6.180	13.581
16	7.480	5.850	7.421	20.042
合計				163.057

植生マット工
163.057-95.3(張Co法面部) = 67.757
張コンクリート工
95.3(張Co法面部)+37.5(張Co平塔部) = 132.8

符号	辺A	辺B	辺C	面積
17	9.012	7.480	4.700	17.560
18	9.012	4.700	7.700	18.004
19	12.517	7.700	9.540	36.604
20	12.517	9.500	8.800	41.709
21	13.600	8.800	10.630	46.751
22	13.600	10.650	9.950	52.636
23	10.300	9.950	2.970	14.769
24	10.300	3.140	10.200	15.894
25	11.500	10.200	5.700	29.050
26	11.500	4.900	10.350	25.355
27	13.600	10.350	9.550	49.308
28	13.600	8.060	8.900	34.387
29	9.500	8.900	3.400	15.129
30	9.500	2.900	8.800	12.712
31	10.700	8.800	6.470	28.442
32	10.700	5.710	8.100	22.764
33	8.250	1.450	8.100	5.871
34	8.250	4.470	6.100	13.359
35	8.140	6.100	5.750	17.508
36	5.750	3.650	3.250	5.469
37	4.400	3.250	3.780	5.987
合計				509.348

当初設計の法面保護工は、既往工事で切土工を行った時の地質状況を基に計画している。施工の際には、事前に法面のPH及び硬度試験を実施して、監督員と協議し、適切な法面保護を選定すること。

実施設計図

阿久根市	
工事名	令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 市道中央線 道路改良工事
河川名	市道中央線
工事箇所	阿久根市 鶴川内地区
図面種類	切土法面工展開図
縮尺	S=1:100
図面番号	全 7 葉 第 7 号